

和光市告示第 7 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により和光都市計画を次のとおり変更をしたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 / 月 / 2 日

和光市長 柴崎 光子



1 都市計画の種類及び名称

和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更

和光市ごみ焼却ごみ処理場の変更

朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場の追加

2 都市計画を決定する土地の区域

和光市下新倉六丁目、新倉八丁目の各一部

3 縦覧場所

和光市都市整備部都市整備課